

西宮市証明書自動交付機等の管理等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成18年西宮市条例第41号）第2条第1号に規定する証明書自動交付機及び多機能端末機の設置、管理及び運用に関し必要な事項を定める。

(設置場所)

第2条 証明書自動交付機及び多機能端末機の設置場所は、次のとおりとする。

	設 置 場 所
1号機	西宮市六湛寺町10番3号 市役所本庁舎1階
2号機	西宮市北口町1番1号 アクタ西宮西館
多機能端末機	コンビニエンスストア（セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート）の各店舗

(稼働日時)

第3条 証明書自動交付機及び多機能端末機の稼働日時は、次のとおりとする。ただし、証明書自動交付機及び多機能端末機のメンテナンスに要する日及び西宮市の休日を定める条例（平成3年条例第22号）第2条第1項第3号に規定する休日を除く。

	稼 働 日 時
1号機	月曜～金曜（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く。以下同じ。） 9：00～17：30
2号機	月曜～金曜 9：00～19：30 土曜、日曜及び祝日 9：00～19：00
多機能端末機	月曜～日曜 6：30～23：00

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、稼働日又は稼働時間を変更することができる。

(管理者)

第4条 市長は、証明書自動交付機及び多機能端末機の適正な管理及び運用を行うため、証明書自動交付機等管理者（以下「管理者」という。）及び証明書自動交付機等管理補助者（以下「管理補助者」という。）を置く。

2 管理者は、市民課長を、管理補助者は、市民課マイナンバーカード交付チーム長をもって充てる。

3 管理補助者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるときは、その職務を代理する。
(管理者の職務)

第5条 管理者の職務は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 証明書自動交付機、関連装置等の管理及び運用に関すること。

(2) 証明書自動交付機及び多機能端末機の利用に係る個人情報の保護に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めること。

(管理補助者の職務)

第6条 管理補助者は、証明書自動交付機が常に正常な状態で稼働するように、次の各号に掲げる事項を定期的に確認しなければならない。

(1) 電源装置の起動の確認

(2) 証明書自動交付機とK Cサーバ及び戸籍サーバとの送受信の確認

(3) 個人番号カード及び住民基本台帳カードの読み取りの確認

(4) 領収書又はトナー等消耗品の残量確認

(5) 用紙の確認

(6) 釣り銭の確認

(7) その他管理者が必要と認めるもの

(故障時の対応)

第7条 管理者は、証明書自動交付機及び多機能端末機の稼働状況を把握するため、関連装置等によりその監視に努めるものとする。

2 管理者は、証明書自動交付機及び多機能端末機に障害が発生したときは、障害原因の発見に努め、証明書自動交付機に係る軽微な障害にあつては当該証明書自動交付機を賃貸する業者が、多機能端末機に係る軽微な障害にあつては当該多機能端末機を設置する

者が、証明書自動交付機及び多機能端末機本体その他システム上の故障にあつては専門技術者の派遣を求め、その復旧に努めるものとする。

(監視カメラの設置)

第8条 管理者は、証明書自動交付機を利用して不正に証明書を手に入れることを防止するため、監視カメラの設置、記録の保存その他の必要な対策を講じるものとする。

(発行履歴の保存)

第9条 管理者は、証明書自動交付機及び多機能端末機により発行した住民票の写し、住民票記載事項証明書及び現年度分の個人の市民税及び県民税の課税に係る証明書の履歴にあつては発行した日の属する年の翌年から1年間、印鑑登録証明書、戸籍全部事項証明書及び戸籍個人事項証明書の履歴にあつては発行した日の属する年の翌年から3年間保存するものとする。

(領収書の交付)

第10条 管理者は、証明書自動交付機及び多機能端末機により証明書を交付する場合において、西宮市手数料条例（平成11年西宮市条例第34号）の定めるところによりその手数料を徴収するときは、当該手数料を納付した者に対し、当該証明書自動交付機及び多機能端末機により領収書を交付するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この要綱は、平成19年10月22日から施行する。

付則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成20年11月4日から施行する。

付則

この要綱は、平成21年6月2日から施行する。

付則

この要綱は、平成21年11月16日から施行する。

付則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成24年1月27日から施行する。

付則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

付則

この要綱は、平成25年8月12日から施行する。

付則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成26年1月27日から施行する。

付則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年1月14日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。